

「財産目録」の書き方

「財産目録」は、猶予を受けようとする金額が **100万円を超える**場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

「2 財産の状況」欄

○ この欄には、申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

「(1) 預貯金等の状況」欄

- 自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記載します。
- 預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類（普通、当座、定期、貯蓄など）及びその金額を記載します。
- 手持ち現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計（A）」欄に記載します。
- ※ 預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載します。

「(2) 売掛金・貸付金・給料等の状況」欄

- 売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称・住所、種類、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法、金額をそれぞれの欄に記載します。
- 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。
- 「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

「(3) その他の財産の状況」欄

- 国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。また、「その他財産」欄には、保険金、敷金、保証金等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記載します。
- 「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック（）を付けます。
- 「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計（B）」欄に記載します。

「(4) 借入金・買掛金の状況」欄

- 借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。
- 「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。
- 「返済終了（支払）年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。
- 「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。
- 「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

「3 現在納付可能資金額」欄

「①当座資金額 ((A) + (B))」欄

○ 次の金額の合計額を記載します。

- ・ 2の「(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計 (A)」欄の金額
- ・ 2の「(3) その他の財産の状況」欄の「合計 (B)」欄の金額

「②当面の必要資金額 ((C))」欄

○ この欄には、次の「②当面の必要資金額」の内容」欄において計算した金額を記載します。

○ 「事業支出」欄には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下「計算期間」といいます。)に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額を記載します。

※ 納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となります。

※ 計算期間を超える期間の支出であっても、そのために資金の手当てをしておかなければその事業を継続することができなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの欄の金額に含めることができます。

○ 事業支出の「内容」欄には、仕入、給与・役員給与(人件費)、家賃、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、不要不急の財産の取得のための支出や、期限の定めのない債務の弁済のための支出等は認められないことに留意してください。また、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。給与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する所得税等を差し引いた金額を記載します。

○ 「生活費(個人の場合のみ)」欄には、計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。なお、納税者と生計を一にする親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を減算します。

※ 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなるような場合には、その超える期間のための必要最低限の範囲内で、A又はBのいずれかの方法により計算した金額を加算することができます。

A 納税者及び納税者と生計を一にする親族の生活費として、①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする親族1人につき45,000円、③手取り額(※)から①及び②を差し引いた残りの金額の20%に相当する金額(又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額)の合計額(以下「基準額」といいます。)

なお、納税者及び納税者と生計を一にする親族の年齢、所有資産、健康状態等の事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

※ 「手取り額」とは、給与所得者については、直近1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額です。個人事業者及び不動産所得者につ

いては、直近の年分の確定申告書に添付されている青色申告決算書に記載された青色申告特別控除前の所得金額（青色申告の場合）又は収支内訳書に記載された専従者控除前の所得金額（白色申告の場合）に相当する計算期間（申請書を提出する日からおおむね1か月以内）における額をいいます。なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

B 実際に支払った食費、家賃、水道高熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

○ 生活費の「内容」欄には、生活費をAの方法により計算した場合には、次の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道高熱費などの金額の内訳を具体的に記載します。

《生活費の「内容」欄の記載例》（Aの方法により計算した場合）

（給与収入の手取り額：35万円、4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合）

妻と子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。また、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

| | | | | |
|-------------|-----------------|---------------------------|--------|---------------------------|
| （納税者本人の生活費） | （生計を一にする親族の生活費） | | | |
| 100,000円 | + | （45,000円×3人） | = | 235,000円 |
| | | （手取り額） | | （基準額） |
| 235,000円 | + | {（350,000円-235,000円）×20%} | | = 258,000円 |
| （基準額） | | （医療費） | （妻の収入） | （生活費） |
| 258,000円 | + | 15,000円 | - | 50,000円 = <u>223,000円</u> |

○ 「収入見込」欄には、計算期間に入金予定の事業収入、給与収入（手取り）、その他の収入金額及びその主な内容（給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等）を記載します。

○ 「（支出見込）－（収入見込）（C）」欄には、支出見込額から収入見込額を控除した金額（マイナスの場合は0円とします。）を記載し、この欄の金額を「②当面の必要資金額（（C）」欄に転記します。

「③現在納付可能資金額（①－②）」欄

○ 「①当座資金額（（A）＋（B）」欄の金額から「②当面の必要資金額（（C）」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

○ 「③現在納付可能資金額（①－②）」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる

金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。